

(様式第1号 第7条関係)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先)

東大阪市上下水道事業管理者

(甲) 譲渡人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(乙) 譲受人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者) 職・氏名

T E L

譲渡人（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）は、平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通知（以下「国土交通省通知」という。）に規定された「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、甲乙間で締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約に規定する「契約不適合責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において、本件工事請負契約に基づく検査に合格し、引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とします。

- (1) 工事名 _____
- (2) 契約締結日 _____年____月____日
- (3) 工事場所 _____
- (4) 工期 _____年____月____日から_____年____月____日まで
- (5) 請負代金額 金_____円（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による）
- (6) 支払済前払金額 金_____円
- (7) 支払済部分払額 金_____円
- (8) 債権譲渡額 金_____円〔 _____年 ____月 ____日現在見込額〕
- ((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。

また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

3 甲及び乙は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。

4 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行い、貴殿には一切ご迷惑をおかけいたしません。

5 乙においては、国土交通省通達及び融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。

6 融資制度の手続に関し必要な出来高確認は乙が行います。なお、乙は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来高査定結果については、一切異義申し立てません。

7 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は、乙が行

い、甲は一切の請求を行いません。

8 上記のほか、甲及び乙は、経営強化融資制度に関する国土交通省通達等及び融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領並びに本件工事請負契約書等を遵守します。

9 本件に関する連絡先及び担当者

(1)所属

(2)電話番号

(3)職氏名

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号
年 月 日

甲 様

乙 様

上記の「経営強化融資制度」に係る工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、建設工事請負契約書第41条（債務負担行為に係る契約の場合は第44条）に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

2 追記

発注者 東大阪市上下水道事業管理者

印

確定日付印欄

年 月 日

(様式第2号 第5条関係)

年 月 日

(宛先)

東大阪市上下水道事業管理者

請負人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事履行報告書

[illegible]

計			
(記載欄)			

(様式第3号 第10条関係)

債権譲渡不承諾通知書

第 号

年 月 日

(甲) 受注者・譲渡人

(乙) 譲受人

発注者 東大阪市上下水道事業管理者

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、
下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工事名 _____

(2) 契約締結日 _____年____月____日

2 承諾しない理由

(記載例)

- 締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

(様式第 4 号 第 6 条関係)

工 事 出 来 高 確 認 協 力 依 頼 書

年 月 日

(宛先)
東大阪市上下水道事業管理者

所 在 地
名 称
代表者職氏名

下記工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 受注者名
- 4 現場立入り希望日時 年 月 日 時 分から 時 分
- 5 連絡先 TEL 担当者氏名

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

(宛先)
東大阪市上下水道事業管理者

(甲) 譲渡人・借入人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(乙) 譲受人・借付人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき、 年 月 日付けでご承諾
いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を
年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲は
これを借り受けて受け取りましたので、甲乙連名のうえ報告します。下記工事請負代金に
つきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込ください。
なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への代金の支払状況及び支
払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

(1) 工事名
(2) 契約締結日 年 月 日
(3) 工事場所
(4) 工期 年 月 日から 年 月 日
(5) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
(6) 支払済前払金額 金 円
(7) 支払済部分払額 金 円
(8) 債権譲渡額 金 円 [年 月 日現在見込額]
(8) = (5) - (6) - (7) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

[承諾番号]

[振込口座]

- 1 金融機関名
- 2 預金種別、口座番号
- 3 口座名義

(国 様式3)

◆債権譲渡契約証書◆

(以下、甲という)と

(以下、乙という)とは、

以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と東大阪市(以下、丙という)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額((5)-(6))金 円(年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契

約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、又は「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は、乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直

接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項に関わらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第 1 1 条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日
までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第 6 条の担
保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為を
することができない。

(説明請求)

第 1 2 条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求める
ことができる。

(合意解除の禁止)

第 1 3 条 甲と乙とは、保証事業会社が第 11 条に定める受益の意思表示をした後は、その
同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第 1 4 条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄す
る地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書 2 通を作成し、各自その内容を確認し、署名捺印のうえ、
各々 1 通を所持する。

年 月 日

(甲) 債権譲渡人 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(乙) 債権譲受人 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印